

第373回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和3年3月19日（金）

2. 場 所 Web形式

（福岡会場：福岡県有明海水産会館、佐賀会場：佐賀県水産会館）

3. 出席者 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 委員 10名

4. 臨席者

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局	3名
福岡県農林水産部水産局漁業管理課	2名
福岡県農林水産部水産局水産振興課	2名
佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局	2名
佐賀県農林水産部水産課	1名
福岡有明海漁業協同組合連合会	1名
佐賀県有明海漁業協同組合	2名
水産庁九州漁業調整事務所	2名

5. 議題及び議決内容

(1) 令和3年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）

（説明）

福岡県漁業管理課、佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局から資料に基づき説明

（主な質問や意見）

委員：福岡県の許可の適格性と優先順位はどうなっているのか。

福岡県：適格性は、漁業法に載っているところでは、暴力団員でないこと等、そのほかでは、漁船原簿の使用者欄に名前が記載されていること、許可を受けようとする船舶の係留が法に抵触することなく適正に定まっていること、制限措置に関する許可の規定に違反しないことを許可の適格性と定めている。優先順位は、まず過去5年において許可を有していた者、その次に、許可を有していた者に同乗して操業したことのある者、その次に漁業調整を実施する漁業協同組合に所属する者などと続いている。

（審議結果）

福岡佐賀両県の許可方針案は原案どおり承認された。

(2) ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について（協議）

（説明）

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局、佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局から資料に基づき説明

（主な質問や意見）

特になし

（審議結果）

両県の委員会指示案は原案どおり承認された。

(3) 農林水産大臣管轄漁場等における福岡・佐賀両県の事業について (報告)

(説明)

福岡県水産振興課から資料に基づき説明

(主な質問や意見)

委員：砂厚の35センチと20センチの2種類あるが、その違いは何か。

福岡県水産振興課：これまで覆砂をしていない漁場については従来どおりの35センチで実施している。過去に覆砂した漁場で20年以上経過して砂の厚さが少なくなっているところに、再び20センチの厚さで覆砂を行い機能の回復を図る。

(4) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について (報告)

協定書中の漁業法改正に伴う条ずれは次回更新まで読み替えて対処することを確認した。

(5) その他

特になし。